

下水汚泥資源の肥料利用に関する重金属・肥料成分等の分析支援事業募集要領

1. 目的

国土交通省では、令和12年までに下水汚泥資源の肥料としての使用量を倍増するとの政府目標を達成すべく（食料安全保障強化政策大綱、令和4年12月決定）、自治体が下水汚泥資源の肥料化を検討するためのマニュアルとして、「下水汚泥資源の肥料利用に関する検討手順書（案）」を公表するなど、下水汚泥資源の肥料利用の拡大に向けた取組が推進されるよう促してきました。下水汚泥資源の肥料利用の推進については、肥料の国産化と安定的な供給、資源循環型社会の構築を目指し、農林水産省、国土交通省、農業分野、下水道分野が連携し、下水汚泥由来肥料の安全性・品質を確保しつつ、消費者も含めた理解促進を図りながら、各関係者が主体的に、下水汚泥資源の肥料利用の大幅な拡大に向けて総力をあげて取り組むこととしています。

下水汚泥資源の肥料利用に関する具体的な案件形成を加速するため、下水汚泥の肥料利用の拡大や新たな取組を検討する下水道管理者に対して、汚泥中の重金属・肥料成分等の分析支援事業を実施します。また、今後の下水汚泥の肥料利用の更なる推進に向け、本支援事業により得られた知見等の活用により、事例の横展開等を図ります。

2. 事業内容

「下水汚泥資源の肥料利用拡大に向けた重金属・肥料成分等の分析支援事業」

分析を希望する下水処理場を選定後、国土交通省の実施する調査業務を通じて、重金属・肥料成分等の分析を行います。選定された下水道管理者に対しては、後日分析結果を送付します。（分析結果については、各季節の分析毎にお知らせします）

① 実施時期・方法

令和8年7月～令和9年1月頃を目途に、季節ごとに計3回程度の重金属・肥料成分等の分析を実施します。選定された下水道管理者は、後日、別途連絡する方法にて分析対象物を提供いただく必要があります（運搬に係る費用は国土交通省にて負担）。また、調査の観点から、追加の分析等について国交省より担当連絡先へ調整のご連絡をさせていただく場合がございます。ご了承ください。

② 分析項目

- 重金属等：カドミウム、鉛、クロム、砒素、水銀、ニッケル、亜鉛、銅、石灰を想定。
- 肥料成分：窒素全量、りん酸（全量、く溶性）、加里全量を想定。

※上記以外の項目の分析も希望する場合は、応募申請書の「希望する分析対象」欄に記載ください。

③ 募集対象

脱水汚泥、下水汚泥の燃焼灰等の分析を希望する下水処理場を25か所程度選定することを想定しています。燃焼灰や乾燥汚泥については焼却・乾燥前の汚泥とともに分析を希望することが可能です。また、複数の処理場の希望する場合は、どの処理場について優先して分析を希望するかについても記載をお願いします（記載された場合も必ずしも採用となるとは限らない旨ご了承ください）。

なお、過年度の事業の支援対象処理場についても応募は可能です。

④ 結果の取扱いについて

- ・ 支援対象として選定された団体については、団体名を国土交通省のウェブサイト等で公表しません。
- ・ 本事業で得られた知見については、事前に対象団体と調整の上、処理場名等の情報を除いた形で報告資料として公表することを想定しています。

3. **事業スケジュール（(1)～(2)の事業共通）**

- **令和8年6月19日（金）17時 提出期限（各地方整備局等担当者必着）**
- 令和8年7月 選定、結果通知、支援開始
- 令和9年2月頃 結果とりまとめ

4. **費用負担**

支援業務の実施に当たっては、基本的に地方公共団体の費用負担はありません（通常想定される内容以外の支援を希望する場合を除く）。分析対象物や検討に必要な資料の提供、地域内関係者との調整等については地方公共団体にて実施をお願いします。

5. **応募書類の提出方法**

(1) 提出方法

応募書類は以下の形態により、電子メールにより提出してください。

- ・ 様式1 応募申請書：Microsoft Excel 形式

(2) 提出先

支援を希望する各都道府県下水道担当課及び政令指定都市下水道担当者は、期限までに、各地方整備局等担当者に別添応募申請書を電子ファイルで提出してください。

各都道府県下水道担当課におかれましては、支援を希望する所管の流域下水道分及び期限までに提出された管内の市町村分（政令指定都市を除く）を取りまとめの上、地方整備局下水道担当者に提出ください。

問い合わせ先

国土交通省 水管理・国土保全局 上下水道企画課 脱炭素化・資源利用推進室：松波
TEL:03-5253-8691 E-mail：matsunami-w23t@mlit.go.jp

以上